

平成30年度特別児童扶養手当市町村事務の手引の印刷に係る見積書徴収結果について

公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の2第1項第3号の規定により下記のとおり随意契約を行ったので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第2項の規定により公表する。

平成31年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

記

1. 契約の内容

特別児童扶養手当市町村事務の手引の印刷業務

2. 契約の相手方の名称及び所在地

和歌山市岩橋643

社会福祉法人 一麦会 理事長 田中 秀樹

3. 契約金額

198,720円

4. 契約年月日

平成31年2月12日

5. 契約相手の相手方とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設であり、見積書記載金額が予定価格の範囲内であったため。